

柏崎地域森林組合規約

第1章 総 則

(規約の性格)

第1条 この組合の運営は法令、法令にもとづく行政庁の処分、定款、その他別段の定めのあるものの他は、この規約による。

(内容の解釈)

第2条 この規約の内容につき疑義を生じたときは、その解釈は総会又は総代会（以下「総会」と読み替える。）の決するところによる。ただし、緊急やむを得ない事項については理事会において決定し、次の総会においてその承認を得るものとする。

第2章 総会又は総代会

(総会の開催)

第3条 総会の招集者は出席人員を報告して開会を宣し、議長の選任を総会にはかるものとする。

(議決権行使書面の取扱い)

第4条 提出された議決権行使書面は総務課長が責任をもって総会の日まで保管する。

(議事録署名委員及び書記の任命)

第5条 議長は議事の開始にあたり、総会の承認を得て出席した正組合員のうちから議事録署名委員2名を選任し、書記若干名を指名するものとする。

(退席)

第6条 総会に出席した正組合員又は総代（以下正組合員という。）が議事の終了前に退席しようとするときは議長にその旨を申し出なければならない。

(議案の提出)

第7条 議案はすべて提案者が説明するものとする。ただし、必要に応じ提案者は議長の許可を得て提案者以外の者に説明させることができる。

(発言)

第8条 発言しようとする者は挙手し、議長の許可を得たのち氏名を言いこれを行う。

(動議の提出)

第9条 総会に出席した正組合員は、緊急を要する事項について議事の進行を妨げない限り、動議を議長に提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、議長はこれを付議すべきか否かを総会にはからなければならない

3 動議の採決には、書面又は代理人による議決書の行使は、これを認めない。

(議案、動議の再提出禁止)

第10条 否決された議案及び否決又は撤回された動議は、同一総会中は再提出することができない。

(代理人の入場)

第11条 定款第51条第2項の代理人は、議場に入る際、同条第6項の書面を理事に提出し、理事はこれと引き換えに代理権を証する証票を代理人に交付するものとする。

(採決の方法)

第12条 裁決は挙手、起立、投票、その他便宜の方法により行う。

- 2 採決にあたって、代理権者は代理権を証する証票を明示して採決に応じなければならない。
- 3 議長は、書面決議を加えて採決の結果を宣言する。

(修正案の採決)

第13条 修正案が提出されたときは、先ず修正案から採決する。修正案が2つ以上あるときは、その趣旨が原案に最も異なるものから順次採決する。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決を行うものとする。

(議事録の記載事項)

第14条 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 総会招集の通知を發した年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 会日における正組合員数及び准組合員数
- (4) 総会に出席した正組合員の数及びその内容(本人出席、代理出席、書面出席の別)並びに出席した准組合員
- (5) 議長の氏名及び選任の方法
- (6) 会議の目的事項
- (7) 議事の経過の要領及びその結果
- (8) 前各号に掲げる事項の他、議長の必要と認めた事項

第3章 組 合 員

(資料の提出)

第15条 組合員は、この組合の諸調査に関し、必要な資料を提供するものとする。

(賦課金の納入)

第16条 組合員は、総会で決定された期日まで賦課金を納入しなければならない。

(賦課金の異議申立)

第17条 定款第21条の規定により、賦課した賦課金額の算定に異議があるときは、組合より賦課金額の通知のあった日から2週間以内に申し立てしなければならない。この期間に申し出がないときは、その金額を承認したものとする。

- 2 組合員が納入した賦課金は、その者が脱退した場合でも返戻しない。

(債務の払込)

第18条 組合員が脱退する場合は、賦課金の未納、その他この組合に対する債務がある場合は、脱退までにその債務を払い込まなければならない。

(罰則)

第19条 組合員は正当な理由なくして、次の各号の一つに該当するときは、この組合の事業の全部又は一部の利用を停止させるとともに、場合により過怠金又は違約金を課することができる。

- (1) 総会で決定した事項に対する責任を果たさないとき。
- (2) 出資金、賦課金の払込を怠ったとき、及び各事業取引約定の遵守を怠ったとき。
- (3) この他この組合の事業を妨げる行為をしたとき。

- 2 前項の事業利用停止の範囲、期間、その他の条件は理事会で決める。

- 3 罰則を決議したときは、その組合員に対し弁明をする機会を与えなければならない。

(罰則適用の通知)

第20条 理事会は、前条の決定をしたときは、理由を付してその旨の書面をもって本人に通知しなければならない。

第4章 理事会、監事会及び委員会

第1節 理事会

(理事会の開催)

第21条 理事会は年4回開催するほか、組合長が必要と認めた場合、又は理事の請求があった場合に開催するものとする。

第21条の2 理事会は必要に応じ、参事及び参事以外の職員その他の者を出席させて意見を聞くことができる。

(理事会の招集)

第22条 理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時・場所及び会議の目的たる事項を各理事に通知しなければならない。

(欠席届)

第23条 理事会に出席できない理事は、その旨を理事会の前日までに組合長に届け出なければならない。

2 理事は、代理人によって議決権を行うことができない。

(付議事項)

第24条 理事会に付議すべき事項は、定款に規定するものの他、別に定める職務権限規程に定める事項とするものとする。

(議事録の記載事項)

第25条 議事録には、次の事項を記載し、出席した理事及び監事が、これに署名又は記名押印するものとする。

- (1) 理事会の招集通知をした日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 理事及び監事の数並びに出席した理事・監事の氏名
- (4) 会議の目的事項
- (5) 議事の経過の要領
- (6) 議案別の議決の結果
- (7) 前各号に掲げる事項の他議長の必要と認める事項

第2節 代表監事及び監事会

(代表監事)

第26条 監事は、代表監事1人を互選するものとする。

第27条 監事はあらかじめ監事の互選により定めた順位に従い、代表監事に事故あるときはその職務を代理し、代表監事が欠員のときはその職務を行う。

(監事会の招集)

第28条 代表監事は、監事会を招集してその議長となる。

2 監事会は年2回以上開催する。

(付議事項)

第29条 監事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 監査方針の決定
- (2) 定款第37の3による監査結果報告及び意見に関すること
- (3) 監査細則の制定、又は改廃に関すること
- (4) 前号に掲げる事項のほか、監事が認める事項

第3節 委員会

(委員会の種類、性格)

第30条 理事会は業務上必要と認めた場合、委員会をおくことができる。

2 委員会は、理事会の諮問に応じ、組合業務の運営に協力するものとする。

(委員会の委嘱)

第31条 委員会の委員は理事会の承認を経て組合長がこれを委嘱する。

(委員会規則)

第32条 委員会についての規則は理事会において別に定める。

第5章 業務の執行及び会計

第1節 総 則

(職員の配置分掌)

第33条 この組合は、別に定める職制規程にもとづき職員を配置し、職務を分掌させるものとする。

(執務及び休業)

第34条 職員の服務及び給与に関する規程は、就業規則及び給与規程で定める。

(労働協約の締結)

第35条 この組合は、労働組合との間に労働協約を締結することができる。

(事務の引継)

第36条 理事の改選（全員再選の場合を除く）及び常勤理事が更迭したときは、遅滞なく引継書を作成しなければならない。

(業務執行の基礎)

第37条 業務の執行は事業計画に従い、組合員の林業経営及び生活に関する諸調査を基礎として行うものとする。

(専用利用契約)

第38条 定款第61条に定める専用利用契約は、特定事業又は品目についてのみ行うものとし、理事会の承認を要するものとする。

(業務執行の特例)

第39条 森林組合法第61条第1項並びに定款第46条の事項については、総会の議決を得るまでは前年度の例による。

(業務執行の規程)

第40条 理事会が必要と認めたときは、この規約の範囲内において業務執行についての規程を別に定めるものとする。

第2節 指導部門

(森林経営指導)

第41条 この組合は、組合員の森林経営指導を行うため、次の事業を行うものとする。

- (1) 森林経営案の作成
- (2) 森林経営に関する指導
- (3) 林業技術の向上及び組合事業に関する知識の向上のための指導
- (4) 一般的情報の提供

第3節 購買部門

(取扱方法)

第42条 この組合の購買事業は原則として受託購買とする。ただし、やむを得ないものについては買取購買とするものとする。

(前受金)

第43条 この組合は、購買品の予約にあたり、組合員から代金の全部又は一部を前受けすることができる。

(購買代金の支払方法)

第44条 購買品の供給代金は、現金決済を原則とする。未収金を生じたときは、理事会で定める計算方法及び利率により利息を付すことができる。

(購買手数料)

第45条 購買品の取扱手数料率は、理事会でこれを定めるものとする。

第4節 販売部門

(取扱方法)

第46条 この組合の販売事業は、原則として受託販売とする。ただし、やむを得ないものについては買取販売とし、その品目は理事会で定めるものとする。

(精算方法及び手数料)

第47条 販売品の精算方法及びに手数料率は、理事会で別に定める。

(仮渡金)

第48条 この組合は、必要に応じ受託販売代金の仮渡金を支払うことができる。

2 仮渡金の限度及び利率は理事会で定めるものとする。

(受託販売品の損害)

第49条 この組合が販売を受託された物品の引渡を受けた後に、その物品に生じた損害は組合の負担とする。ただし、天災、地変、その他不可抗力による損害についてはこの限りでない。

第5節 利用部門

(林地供給事業)

第50条 組合員のために林地供給事業実施規程の定めるところにより行う。

(前受金)

第51条 この組合は、組合員等から受託を受け、又は請負契約により森林の経営造林、治山工事、林地境界等の測定、森林評価、病虫害防除等の事業を行う場合は、組合員から代金の全部又は一部を前受けすることができる。

第52条 精算方法及び林道等利用料、造林補助金取扱手数料、共済保険手数料、林産物保管料率は理事会でこれを定める。

第6節 金融部門

(貸付の種類)

第53条 この組合の貸付は次の種類とし、必要に応じ理事会において、その目的によって区分することができる。

(1) 手形貸付

(2) 証書貸付

(貸付金利率)

第54条 貸付金の利率は、総会の議決の範囲内で理事会において種類別、目的別に定めるものとする。

(公庫資金取扱手数料)

第55条 公庫資金の取扱手数料は理事会でこれを定める。

第7節 森林経営部門

(森林経営事業)

第56条 組合員のために森林経営事業実施規程の定めるところにより行う。

第8節 その他の部門

(その他の事業)

第57条 特殊事業など、その他の事業についての取扱いについては、定款で定めるものを除いて理事会でこれを定める。

第9節 団体協約

(団体協約締結の公示)

第58条 理事会は、定款第2条第1項第18号に定める団体協約を締結したときは、その内容を組合員に公示しなければならない。

(団体協約に対する組合員の義務)

第59条 この組合が前条の協約を締結したときは、組合員はその契約を遵守しなければならない。

第10節 員外利用

(員外利用の差別)

第60条 この組合は、組合員以外のものに組合の施設を利用させる場合には、手数料、その他の条件に

ついて組合員が利用する場合と差別をつけることができる。

2 前項の差別は理事会で定めるものとする。

(組合員に関する規定の準用)

第61条 員外利用については、この規約の組合員に関する規定を準用する。

第11節 会 計

(経理規程)

第62条 この組合で使用する帳票、勘定組織及び財務諸表については経理規程として理事会で定める。

附 則

1 この規約は、平成17年4月1日から実施する。

平成19年5月29日 改正